

水俣条約の締結に伴う廃掃法施行令の改正について

「水銀に関する水俣条約」が発効しています。

「水俣病」は、有機水銀の漏えいにより、水銀の蓄積した魚介類を摂取することで発症しました。水銀は様々な排出源から様々な形態で環境に排出され、毒性をもったまま、全世界を循環しています。先進国では使用量が減っていますが、途上国では依然利用されています。

そのため、世界的な取り組みにより、人為的な排出の削減・根絶を目指して、2013年10月に「水銀に関する水俣条約外交会議」が熊本で開催され、「水銀に関する水俣条約」が採択されました。その実現に向けて、日本国は、2016年2月に「水銀に関する水俣条約」を締結し、2017年5月には、締結国数が50カ国を超えて条約の発効条件が満たされたため、2017年8月に「水銀に関する水俣条約」が、国際的に発効されました。

日本国の対応。

条約の発効を受けて、日本国では、廃棄物処理法施行令・施行規則等の改正が行われ、2017年10月1日から施行されました。

新たに、廃水銀等、水銀含有ばいじん等、水銀使用製品産業廃棄物の3種類の廃棄物が定義されました。

特に、注意して欲しいのは**水銀使用製品産業廃棄物**です。該当する主な製品は、水銀を含有する、水銀電池、蛍光灯、水銀灯、気圧計、温度計などです。

廃棄する蛍光灯は、ほぼ、どの会社でも保有していると思います。蛍光灯は、該当しない製品もありますが、その識別に気を使うより、すべて該当すると思って管理の方が良いでしょう。保管は、他の物と混合するおそれのないように仕切りを設ける等の措置をとることが必要になります。

皆様の対応。

EMSの認証を受けている場合、必ず、水俣条約で改定された廃棄物処理法施行令・施行規則等を順守する法令として特定してください。

廃棄する蛍光灯があった場合は、隔離して保管して、廃棄の際は、専門の業者に処理を依頼してください。そして、その順守状況を確認してください。

QMSだけの認証でも、全般的な法順守は要求されていますので、「水銀に関する水俣条約」の精神を鑑み、蛍光灯などの管理を強化してください。

IIC レジストラジャパンでは、しっかりと、皆様のサポートを行いますので、どんなことでもご相談ください。宜しく、お願い致します。 以上